

2023年8月6日
ジェイコム少額短期保険株式会社

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

この度の「2023年台風第6号」により被害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域で被災されたご契約者からお申し出があれば、次のような特別のお取り扱いをいたします。

1. このたびの災害の影響により保険料のお払い込みが困難な場合、法適用日から最長2か月後の末日（2023年10月31日）までを限度に払込猶予期間を設け延長いたします。
※口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客さまの場合、お客さまの申し出日によっては、口座引き落としが行われる場合がございます。
2. 保険金の請求手続きについて、お手続きに必要な書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。

なお、適用地域につきましては、別紙をご覧ください。

お客さまからのお問合せ窓口

コールセンター

フリーコール：0120-088-830

受付時間：午前9時～午後6時（年末年始はお休みをいただいております）

(別紙)

適用都道府県	適用市町村	法適用日
沖縄県	那覇市 宜野湾市 浦添市 名護市 糸満市 沖縄市 豊見城市 うるま市 宮古島市 南城市 国頭郡国頭村 国頭郡大宜味村 国頭郡東村 国頭郡今帰仁村 国頭郡本部町 国頭郡恩納村 国頭郡宜野座村 国頭郡金武町 国頭郡伊江村 中頭郡読谷村 中頭郡嘉手納町 中頭郡北谷町 中頭郡北中城村 中頭郡中城村 中頭郡西原町 島尻郡与那原町 島尻郡南風原町 島尻郡渡嘉敷村 島尻郡座間味村 島尻郡南大東村 島尻郡伊平屋村 島尻郡伊是名村 島尻郡久米島町 島尻郡八重瀬町	8月1日